

## 公的資金の運営・管理に関する規程

(趣 旨)

**第1条** 本学は、國學院大學栃木短期大学における研究教育開発推進に関する指針及びこの規程に則り、公的資金による研究教育が、本学に負託された公共的、公益的な知的生産活動であることに鑑み、公的資金の使用に関して説明責任を有することをふまえ、公的資金を最大限に活用し、その成果を広く社会に還元するものとする。

(定 義)

**第2条** この規程に定める公的資金とは、国及び独立行政法人または地方公共団体等から配分される資金をいう。

(目 的)

**第3条** この規程は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び関係法令・規程等に基づき、本学における公的資金に関する重要事項を定め、公的資金の厳正かつ適正な運営・管理を図ることを目的とする。

(最高管理責任者)

**第4条** 公的資金の最高管理責任者は、学長とする。

2 最高管理責任者は、本学における公的資金の運営及び管理並びに研究活動上の不正行為の防止に関し最終責任を負う。

3 最高管理責任者は、基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、重要事項を審議する役員会等において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について役員等と議論を深め、自ら、様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図る。

(統括管理責任者)

**第5条** 公的資金の統括管理責任者は、事務長とする。

2 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、本学における公的資金の運営及び管理並びに研究活動上の不正行為の防止に関し本学全体を統括する実質的な権限と責任を有する。

(部局責任者)

**第6条** 公的資金の部局責任者は、学長が指名する者とする。

2 部局責任者は、各部局に当該部局における公的資金の運営及び管理並びに研究活動上の不正行為の防止に関し実質的な権限と責任を有する。

(コンプライアンス推進責任者・コンプライアンス推進副責任者)

**第7条** 公的資金のコンプライアンス推進責任者、コンプライアンス推進副責任者を置く。

(1) コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス教育はもとより研究倫理教育を推進するものとし、事務長をもって充てる

(2) コンプライアンス推進責任者のもとに、コンプライアンス推進副責任者をおき、本学における研究費等の運営及び管理について統括する実質的な責任と権限をもつものとして、学生課長をもって充てる

2 コンプライアンス推進責任者、コンプライアンス推進副責任者は、本学の行動規範、研究費取扱規程等についての理解を深めるため、コンプライアンス教育、並びに研究倫理教育を実施し、誓約書の提出を求め、研究活動における不正行為、研究費の不正使用を防止しなければならない。コンプライアンス教育内容については、定期的に点検し、必要な見直しを行う。また、不正の告発等の制度について、機関の構成員に対して、具体的な利用方法を周知する。

(不正防止計画推進責任者)

**第8条** 公的資金の不正防止計画推進責任者を置く。

2 不正防止計画推進責任者は、監事と連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画策定・実施・見直しを行う。

(監事の任務)

**第9条** 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機関全体の観点から確認する。特に、内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、その結果を役員会等において定期的に報告する。

(本学の任務と責任)

**第10条** 本学は、公的資金の運営・管理について、第3条に定める目的を達成するため、次の任務を遂行しその責任を負う。

- (1) 公的資金に関する機関全体としての厳正かつ適正な運営・管理を行うこと
- (2) その他、第3条に規定する目的を達成するために必要なこと

(教員の任務)

**第11条** 教員は、採択された公的資金による課題を真摯に遂行し、成果の公開を行わなければならない。

(事務局の任務及び主管部署)

**第12条** 事務局は、事務長の指揮・監督のもと、公的資金の運営・管理を行うために教員と協働し、別に定める業務分掌・職務権限に基づき、公的資金を適切に執行しなければならない。

2 事務長は、事務局の任務遂行にあたって、その責任と権限を持つ。

3 公的資金の運営・管理は、事務局の主管部署及び学園経理部が中心となっていく。

(公的資金の運営・管理に関する不正の防止)

**第13条** 公的資金の運営・管理に係る不正の防止に関しては、別に定める。

(公益通報の取扱い)

**第14条** 公的資金の運営・管理に係る不正の疑いが生じた場合の公益通報に関する業務は、教学部教務課が行う。

2 公益通報の取扱いについては、別に定める。

(内部監査)

**第15条** 公的資金の運営・管理に関する内部監査は、内部監査担当者が行う。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

この規程は、平成27年1月7日から施行する。

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

この規定は、令和3年10月1日から施行する。